

石狩市生活支援体制整備事業 第1層協議体設置要綱

平成29年4月24日 制定

平成29年6月30日 一部改正

平成29年8月14日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、石狩市が定める「石狩市生活支援体制整備事業実施要綱」(平成29年4月1日)第3条に規定する第1層協議体を本会が石狩市との受託契約に基づき設置するため必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 第1層協議体は、地域の介護予防・生活支援サービス等を担う多様な事業主体等と情報共有や連携、日常生活上の支援体制の充実及び強化を図ることを目的とする。

(名称)

第3条 第1層協議体は、地域住民や多様な事業主体等にわかりやすく、かつ親しみを持った協議体(話し合いの場)とするため、その名称を「いしかり地域まるごと会議」とする。

(所掌事務)

第4条 いしかり地域まるごと会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域づくりにおける意識の統一(目指す地域像)に関すること
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握に関すること
- (3) 地域資源の開発に関すること
- (4) 地域関係者間での情報共有やネットワークの構築に関すること
- (5) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること
- (6) その他生活支援体制の充実・強化に関すること

(構成)

第5条 いしかり地域まるごと会議の委員は、次に掲げる関係機関等の構成員が本会に登録する。

- (1) 町内会、民生委員児童委員連合協議会、高齢者クラブ連合会、ボランティア団体、商工関係団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター、地域協議会等の生活支援体制の充実・強化に関する事業主体
- (2) 市保健福祉部高齢者支援課(地域包括支援センター代表も兼ねる)
- (3) 1層、2層 生活支援コーディネーター
- (4) その他、本会会長が認める者

2 委員は必要に応じて、都度増員することができる。

(委員長)

第6条 いしかり地域まるごと会議に委員長、副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長はいしかり地域まるごと会議を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 いしかり地域まるごと会議は委員長が招集する。

2 登録委員がいしかり地域まるごと会議への出席が困難な場合、選出母体から代理者の出席を認めるものとする。

(秘密保持)

第8条 いしかり地域まるごと会議の委員及び会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 いしかり地域まるごと会議の庶務は、石狩市社会福祉協議会が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、事業の実施に関し必要な事項は、本会会長が定める。

附則 この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

この要綱は、平成29年6月30日から一部改正し施行する。

この要綱は、平成29年8月14日から一部改正し施行する。